平成２２年（フ）第２９１号
神奈川県小田原市扇町３丁目25番15号メゾン吉沢203号
債務者　本多　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９６号
神奈川県厚木市妻田東３丁目17番11号
債務者　國吉　京子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟市江南区亀田中島２丁目３番24号
債務者　井川美代子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９７号
新潟市西区五十嵐中島５丁目17番７号２
債務者　笠巻佑郁子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
新潟市中央区本町通９番町1322番地
債務者　横山　嘉夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２８号
新潟県燕市吉田東町10番20号　コーポ宇佐美８号
債務者　更科　遵子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４１号
札幌市白石区本通９丁目南８番１号　レオパレス21南郷７丁目第12―204号
債務者　増川　志郎
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０７号
札幌市手稲区西宮の沢３条１丁目10番20―108号
債務者　寺地　純一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３７号
北海道北広島市大曲光４丁目10番地６
債務者　藤谷　信子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４４号
札幌市清田区平岡４条１丁目12番１号　メゾネットサンパティークＡ―６号
債務者　仙内　優二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４５号
札幌市清田区平岡４条１丁目12番１号　メゾネットサンパティークＡ―６号
債務者　仙内　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７３号
札幌市東区北25条東13丁目１番５―701号
債務者　高橋　惠子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０３号
札幌市白石区北郷３条２丁目２番21号　コーポひまわりＢ―102号
債務者　岡村　英敏
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１２号
札幌市北区あいの里３条９丁目15番７号
債務者　宮澤由香里
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３３号
札幌市豊平区中の島１条９丁目５番27号
債務者　児島　美保
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４２号
札幌市手稲区新発寒７条10丁目４番15号
債務者　長谷川冨壽夫
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４３号
札幌市手稲区新発寒７条10丁目４番15号
債務者　長谷川とよの
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５２号
札幌市厚別区厚別西１条４丁目７番９号
債務者　今野　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部